

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護士庄司捷彦の上告趣意のうち、憲法21条1項違反をいう点は、公職選挙法138条1項、239条1項3号が憲法21条1項に違反しないことは、当裁判所の判例（昭和43年（あ）第2265号同44年4月23日大法廷判決・刑集23巻4号235頁）の趣旨に徴し明らかであるから、所論は理由がない。また、市民的及び政治的権利に関する国際規約違反を主張する点は、公職選挙法138条1項、239条1項3号が同規約19条、25条に違反すると解することはできないから、所論は前提を欠き、その余は、単なる法令違反の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

よって、刑訴法408条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 福田 博 裁判官 北川弘治 裁判官 亀山継夫 裁判官 梶谷 玄)